

広報えびな「市民の広場」掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、海老名市（以下、市）が発行する広報誌「広報えびな」内「市民の広場」の掲載に関し、必要な事項を定める。

(基本原則)

第2条 「市民の広場」は、市民活動を支援するため、「広報えびな」の毎月15日号の誌面の空きを利用して掲載するものとし、次の各号に掲げる内容を掲載する。

(1) 催しなどの案内

主に市内団体が主催する、市民向けの催しの案内

(2) メンバー募集

主に市内在住の方で構成され、市内を主たる活動場所（公園等の屋外で活動する場合を除き、原則として公共施設）とし、自主的にサークル活動している団体（以下、市民サークル）などの会員募集

(掲載の制限)

第3条 次に掲げる情報は、原則として掲載しないものとする。

- (1) 営利目的の宣伝、広報活動に当たるもの
- (2) 講師自らが教室等の生徒募集を行うもの
- (3) 政治・宗教活動に当たるもの
- (4) 個人的な宣伝に当たるもの
- (5) 主な活動場所等が、市内でないもの及び個人宅等で行うもの
- (6) 参加費や会費がイベント内容に応じた実費相当額を著しく超えるもの
- (7) 市や市教育委員会との共催事業又は後援・補助を受けて実施する事業
- (8) 文化会館大ホール・小ホール・120サロン、市民ギャラリーで実施する事業
- (9) 掲載の意図、内容が不明確なもの
- (10) その他広報担当課長が掲載を不適当と認めるもの

2 同一団体の掲載回数の上限は年3回とし、掲載は4カ月以上間隔を空けるものとする。誌面の都合上、原則掲載号は指定できないものとする。

(申し込み)

第4条 申請者は、市内在住者で団体の構成員とする。

2 申請者は、「広報えびな『市民の広場』掲載申込書」を原則、直接広報担当課に提出するものとする。

3 申し込みは、内容を精査した上で、原則先着順で受け付けるものとする。

(記事の編集)

第5条 文字数・表現などは、広報担当課で編集できるものとする。

(記事の体裁)

第6条 記事の体裁については、次のとおりとする。

- (1) 原則、「催しなどの案内」のタイトルは市民サークルなどの団体名・催し名とし、「メンバー募集」のタイトルは市民サークルの内容・市民サークルなどの団体名とする。催し名や市民サークルなどの団体名でわかる場合は省略するものとする。
- (2) 「メンバー募集」について、先の日程については公共施設の予約が取れないことから、会場には（予定）をつけるものとする。
- (3) 二次元コードは掲載できないものとする。

(掲載の決定)

第7条 掲載にあたっては、申請者に電話などで連絡し、内容の確認・校正を行う。連絡がつかない場合、掲載を見送るものとする。「催しなどの案内」は、電話連絡時点で会場が未確定など、情報が確定していない場合は、掲載を見送るものとする。

(責任の所在)

第8条 市は、掲載内容に関する責任は負わないものとする。苦情やトラブルがあった場合、今後の掲載を見合わせるものとする。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、広報担当課長が別途定める。

附則

この基準は、令和6年8月2日施行する。